⑥　自己の財産と顧客の財産を区分管理していない状況〔金商法第43条の３第１項〕

⑦　営業報告書等の記載誤り〔金商法第46条の３第１項〕

当社は、日本証券金融㈱との間で行っている株式の貸借について、営業報告書等に記載すべきものであるとの認識がなかったことから、有価証券の貸借の状況について、記載誤りのある営業報告書及び事業報告書を作成し、提出した。

⑧　自己資本規制比率が120％を下回る状況等〔金商法46条の６第１項及び第２項、第52条第１項第３号、第198条の６第10号〕

⑷　その他業務運営に関するもの

①　有価証券の私募の取扱いに係る引受審査態勢の不備等〔金商法第38条第６号に基づく金商業等府令第117条第１項第２号及び金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第４号〕

イ　当社は、レセプト債の引受けに当たり、当社の社内規程に掲げられた審査項目について、審査を一切行わず、また、引受検討会において、当該引受けについて、議論を一切行わなかった。

ロ　当社は、上記イのとおり、レセプト債について引受審査を行っていないため、レセプト債の裏付資産に、当社が商品説明資料において定義している診療済債権のみならず、将来債権が含まれていることを確認していなかった。そのため、当社は、レセプト債の勧誘を行う際、商品説明資料に、レセプト債の裏付資産に診療済債権のほか将来債権も含まれているとの表示を行っていなかった。

②　損失補てんの約束をする行為等〔金商法第39条第１項第１号、第50条第１項〕

イ　当社本店営業部次長は、顧客の信用取引による評価損が拡大した際、顧客から、損金の支払いに応じる見返りとして、今後の取引において発生する損失は10万円を限度とし、それ以上の損失に対しては損失補てんを行う旨の念書を差し入れるよう要求され、当該念書を差し入れた。

ロ　当社では、上記イにより事故等の届出を提出する必要があったものの、本店営業部次長が当該念書の差入れを自発的に上司に報告し、その回収も出来たこと等を理由として、最終的に当該念書の差入れは損失補てんの約束には当たらないと曲解し、当局に対する事故等の届出の提出を行わなかった。

③　顧客の損失を補てんするため、財産上の利益を提供する行為等〔金商法第39条第１項第３号、金先法第76条第９号に基づく金先法施行規則第25条第３号及び金先法第83条〕

④　顧客の個人情報の安全管理の不備及び機微情報の目的外利用の防止措置を講じていない状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第７号〕

イ(a)　当社は、当社関係会社との間において、個人情報の取扱いに係る契約（以下この④イにおいて「覚書」という。）を定める旨の利用契約を締結したものの、当該覚書が締結される以前に、当該関係会社に対して、顧客約８万人分の「顧客カタカナ情報」、「顧客漢字氏名」、「メールアドレス」及び「ログインＩＤ」の情報を提供した。

(b)　当社においては、当社元社員が、約900名分の顧客情報（顧客氏名、顧客コード、顧客が売買した銘柄、約定日、売買数量、売買単価及び内部者登録の有無）が記録されたフロッピーディスクを持ち出していた事実が認められたにもかかわらず、十分な再発防止策がとられていない状況が認められた。

ロ　当社においては、業務上必要がないにもかかわらず、顧客等から受け入れた本人確認書類の「本籍地」欄を塗りつぶさずに保管している状況が認められた。

⑤　金融商品仲介業者の法令違反行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況、及び、特定同意注文に基づく取引を行う場合の十分な社内管理体制を整備していない状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第13号及び第15号〕

⑥　アルゴリズム取引等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第14号〕

当社が顧客に提供している株式に係るアルゴリズムトレーディングシステムにおいて、システム開発時の要件の定義漏れ等に起因して、当社が想定する発注内容とは異なる注文が発注された状況が認められており、また、当社は、このような状況を把握できるような監視・監査を行っていない。さらに、当社は、アルゴリズムトレーディングシステムに関するものも含め、システムに係る障害発生時の対応状況に不備が認められた。

⑦　金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第14号〕

⑧　電子情報処理組織の管理が不十分な状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第14号及び金商法第56条の２第１項〕

イ　当社は、取引に影響を与えたシステム障害が頻繁かつ連続して発生している状況であるにもかかわらず、これら障害の一元的な管理を行っていなかった。

ロ(a)　当社においては、発生したシステム障害のうち、長時間取引が停止するなど顧客取引に及ぼす影響が大きいと考えた障害のみ経営陣に報告し、また、システムに関する保守・改善の業務を委託している外部委託先の管理に関する社内規程を定めておらず、外部委託先に対する監査の取決めも定めていない等の状況が認められた。

(b)　当社は、発生したシステム障害のうち、顧客取引に及ぼす影響が大きいと考えた障害のみを当局に報告した。

⑨　注文伝票の作成及び保存に係る不備〔金商法第46条の２〕

当社の注文伝票は、インターネットによる注文の場合には電子的に作成及び保存し、電話による注文の場合には当社営業員が手書きで作成し保存することとしている。しかし、当社は、ある一定期間において、顧客が電話で発注した注文に係る注文伝票について、これを作成し保存していなかった。また、当社は、インターネットによる注文のうち取引が成立しなかった注文に係る注文伝票につき、一旦は作成するものの、作成後８ヶ月を経過したものは消去されることを看過していた。

⑩　前回検査指摘事項の改善状況の不備〔金商法第46条の４、犯収法第４条第１項及び第６条第１項〕

当社は、前回検査において、法令違反行為等につき指摘（処分勧告はしないで通知したもの）を受け、改善報告書を提出し、当該報告書に基づき再発防止のための改善策を講じたとしていたにもかかわらず、当該改善策に係る取組み不足により、イ　本人確認義務違反（法人顧客における取引担当者に対する本人確認手続違反）及び本人確認記録の作成義務違反、ロ　業務及び財産の状況に関する説明書類の記載不備等、前回と同様の項目について不備が認められた。

⑪　自己資本規制比率が120％を下回る状況〔金商法第46条の６第２項〕

⑫　当社に帰属しない配当金を不当に受領する行為等〔金商法第51条〕

⑬　純財産額が最低純財産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況〔金商法第52条第１項第３号〕

⑭　不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた行為〔金商法第52条第１項第５号〕

⑮　システム障害発生に係る報告書の提出未済〔金商法第56条の２第１項〕

当社は、金融先物取引業登録の際、当局からシステム障害発生に係る報告書を提出するよう命じられていたが、２年４か月の間、外国為替証拠金取引に関し発生したシステム障害11件のうち８件について、当該報告書の提出を行わなかった。